

(平成23年6月30日以降用) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例(暦年課税)のチェックシート(1面)

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるための適用要件及び添付書類を確認する際に使用してください。
- 2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- 3 このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

特例の適用に係る会社の名称：

項目	確認内容(適用要件)	確認結果		確認の基となる資料	
贈与者	贈与前のいずれかの日	○ 会社の代表権(制限が加えられたものを除きます。以下同じです。)を有していたことがありますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	贈与の直前(注1)	① 贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
		② 贈与者が贈与者及び贈与者と特別の関係がある者(後継者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
贈与の時	○ 会社の役員ですか。	いいえ	はい	○ 登記事項証明書、定款の写しなど	
後継者(受贈者)	贈与の直前	○ 経済産業大臣の確認を受けた会社の、その確認に係る特定後継者ですか。(注4)	はい	いいえ	○ 認定書の写し
	贈与の時	① 贈与者の親族ですか。	はい	いいえ	○ 戸籍謄本又は抄本
		② 20歳以上ですか。	はい	いいえ	○ 戸籍謄本又は抄本
		③ 会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
		④ 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
⑤ 後継者が後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など		
贈与の日	○ 贈与の日まで引き続き3年以上会社の役員でしたか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど	
贈与の時から申告期限まで	○ 特例受贈非上場株式等の全てを保有していますか。(注5)	はい	いいえ	○ 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など	
会社	贈与の時	① 経済産業大臣の認定を受けていますか。	はい	いいえ	○ 認定書の写し
		② 中小企業者ですか。	はい	いいえ	
		③ 非上場会社ですか。	はい	いいえ	
		④ 風俗営業会社には該当していませんか。	はい	いいえ	
		⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注6)	はい	いいえ	
		⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注7)・(注8)	はい	いいえ	○ 従業員数証明書
		⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注9)	はい	いいえ	○ 貸借対照表・損益計算書など
		⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注10)	はい	いいえ	○ 損益計算書など
		⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者のみが保有していますか。	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など
		⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい	いいえ	○ 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など
	○ 経済産業大臣の確認を受けていますか。(注4)	はい	いいえ	○ 認定書の写し	

※ 2面の注書を参照願います。

贈与者氏名 \_\_\_\_\_  
 受贈者(特例適用者) \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電 話 (        ) \_\_\_\_\_

関与税理士	所在地			
	氏名		電話	

**(平成23年6月30日以降用) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例(暦年課税)のチェックシート(2面)**

- 注1 贈与者が贈与の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 特別の関係がある者とは、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数を含みます。
- 4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成25年経済産業省令第18号)による改正前の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則により経済産業大臣の認定を受ける場合には、枠内の要件が必要となります。
- 5 特例受贈非上場株式等とは、租税特別措置法第70条の7第1項に規定する株式等をいいます。
- 6 特定特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する会社をいいます。
- 7 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。
- 8 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の100分の50を超える数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第8項に定める関係があります。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限り、枠内の要件が必要となります。
- 9 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第5項に規定する会社をいいます。
- 10 一定の事業年度の総収入金額とは、租税特別措置法施行令第40条の8第9項第1号に規定する総収入金額をいいます。

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。(注)担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の登記事項証明書(贈与の日の属する年の翌年1月1日以降に作成されたものに限り、 <input type="checkbox"/> )	<input type="checkbox"/>
2	会社の株主名簿の写しなど、贈与の直前及び贈与の時における会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限り、 <input type="checkbox"/> )	<input type="checkbox"/>
3	贈与の時における会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	戸籍謄本又は抄本など、後継者(受贈者)が贈与の日において贈与者の親族に該当することを明らかにする書類 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第7条第4項の経済産業大臣の認定書の写し及び同条第2項の申請書の写し <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	贈与の時における会社の従業員数証明書(円滑化法施行規則第1条第6項に規定する証明書をいいます。) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度(資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、贈与の日の3年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)の貸借対照表及び損益計算書 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>